



# 佐賀県公報

平成17年  
11月24日  
(木曜日)  
第 12685号

## 目次

告示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 都市計画の変更 (五七八・まちづくり推進課) 一
- " (五七九・ " ) 一
- 保安林予定森林 (五八〇・森林整備課) 一
- 字の区域の変更 (五八一・市町村課) 二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
- 基本測量の実施 (土地対策課) 三
- 公共測量の実施 ( " ) 三
- 大和町小川東土地区画整理事業の事業計画の変更及び大和町小川東土地区画整理組合の定款変更認可 (まちづくり推進課) 三

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第五百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画流通業務団地 鳥栖流通業務団地

### 二 都市計画を定める土地の区域

今回の都市計画の変更に伴い、追加及び削除する土地の区域はなし。  
(参考) 都市計画を定める土地の区域

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ地内、姫方町字神水川、字栗内、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田地内、原町字長田及び字牟田地内並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内

### ◎佐賀県告示第五百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 都市計画の種類

嬉野都市計画公園 六・五・一号 嬉野総合運動公園

### 二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字葛尾地内  
削除する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字一本松地内

### ◎佐賀県告示第五百八十号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

唐津市相知町伊岐佐字白木々場丙一五七〇の五(次の図に示す部分に限る)、厳木町天川字野ノ平九一五の五、九一五の一〇、厳木町広瀬字篠の坂四六九の一、四六九の二、四六九の四、四七〇の一、四七〇の三、四七一の一、四七一の三、四七二の一から四七二の四まで、四七二の一〇、四七四の一、四七五の一から四七五の四まで、四七六の一、四七六の三、四七八の一、四七八の三、四七八の五、四七九、四八〇の一、四八〇の三、四八〇の五、四八一の一、四八一の三、四八二の一、四九七の一、五〇一の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

唐津市相知町平山上字岩本甲一七六九の一、甲一七八一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

平成十七年十一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
浜玉町南山字玉島	浜玉町五反田字水車二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六から二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三及び二四三五並びにこれらに伴う道路の区域

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年1月16日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年11月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 福祉障害者援護あかり会

(2) 代表者の氏名 三ヶ島 勲

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鹿島市大字音成丁7番34

(4) 定款に記載された目的

この法人は、通院援護精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な方々に対して援護活動を実施し、福祉サービスに関する事業を行い、体調を悪化させないよう乗降送迎に、最も安全を尊守し健全健康で安心して食生活ができる、地域社会の構築に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年11月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間 平成17年12月14日から平成18年2月28日まで
- 3 作業地域 佐賀市、伊万里市、鹿島市並びに杵島郡山内町及び白石町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項

の規定により、鳥栖市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年11月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 公共測量(新鳥栖駅周辺土地区画整理事業に伴う現況図作成)
- 2 作業期間 平成17年10月28日から平成17年12月20日まで
- 3 作業地域 鳥栖市原古賀町

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、大和町小川東土地区画整理事業の事業計画及び大和町小川東土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年11月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 組合の名称 大和町小川東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 変更前 佐賀郡大和町大字久池井621番地  
変更後 佐賀市大和町大字久池井621番地
- 3 設立認可年月日 平成12年9月29日
- 4 事業施行期間 平成12年9月29日から平成19年3月31日まで
- 5 施行地区 佐賀市大和町大字久池井字花久保
- 6 公告の方法 事務所の掲示板及び佐賀市役所大和支所に掲示する。
- 7 変更認可年月日 平成17年11月18日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康  
平成十七年十一月二十四日印刷及び発行

発行所 株式会社 古川総合印刷  
発行定日 毎週月水金曜日